



平成19年5月11日

各 位

会社名 株式会社アルファシステムズ
代表者名 代表取締役社長 矢島 日佐志
(コード番号 4719 東証第一部)
問合せ先 常務取締役
経営企画本部本部長 高田 諭志
(TEL 03-3486-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成19年6月28日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、役付取締役として取締役副会長を新設するものであります。(変更案第24条)
- (2) 資本政策の機動性を確保するために、取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第47条)
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更等条文の整備及びその他一部字句の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月28日
定款変更の効力発生日	平成19年6月28日

以 上

(別紙)定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(期末配当金) 第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2 <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、</u>取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長、<u>取締役副会長各1名</u>及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(剰余金の配当等) 第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。 2 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u></u> 3 <u>当社は、前二項のほか、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> 4 <u>未払の剰余金の配当には利息を付さないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第48条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>